

●答申後の追加・修正箇所（佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針（第2次））

区分	新	旧
<p>P5・修正 ★グラフに数値を追加</p>	<p>(図4 公立保育園と民間保育園の正規職員比率の推移)</p> <p>【平成22年4月1日】</p> <p>【平成31年4月1日】</p> <p>※その他職員 → 非常勤の保育士、保育補助者、派遣職員、幼稚園教諭のみ保有者、事務職員等</p>	<p>(図4 公立保育園と民間保育園の正規職員比率の推移)</p> <p>【平成22年4月1日】</p> <p>【平成31年4月1日】</p> <p>※その他職員 → 非常勤の保育士、保育補助者、派遣職員、幼稚園教諭のみ保有者、事務職員等</p>
<p>P9・追加 ★グラフ追加</p>	<p>当市は、基本方針（第1次）策定以降、民間保育園等の施設整備（新設）により保育定員の確保を行ってきました。今後も少子化が進行した場合は、保育定員が過剰となることが懸念されるため、施設整備以外の施策への転換が求められています。<u>（参考：図8）</u></p> <p>(図8 就学前児童数と保育施設利用児童数の推移)</p> <p>■ 就学前児童数 ◆ 保育施設利用児童数</p>	<p>当市は、基本方針（第1次）策定以降、民間保育園等の施設整備（新設）により保育定員の確保を行ってきました。今後も少子化が進行した場合は、保育定員が過剰となることが懸念されるため、施設整備以外の施策への転換が求められています。</p>

区分	新	旧
P 9・修正 (修正後:P10) ★文言修正	(2)多様な保育サービスの提供 <p>認定こども園・小規模保育事業所等の開設、一時預かり事業の拡大、病児・病後児保育事業の開始など、基本方針（第1次）策定時と比べて多様な保育サービスを提供しています。これらの保育サービスの多くが民間事業者による実施であることから、今後も民間事業者による継続した事業展開が必要と言えます。</p>	(2)多様な保育サービスの提供 <p>認定こども園・小規模保育事業所等の開設、一時預かり事業の拡大、病児・病後児保育事業の開始など、基本方針（第1次）策定時と比べて多様な保育サービスを提供しています。これらの保育サービスの多くが民間事業者による実施であることから、今後も民間事業者による継続した事業展開が必須と言えます。</p>
P 1 0・修正 ★表現の修正	3 今後の公立保育園の役割 <p><u>今後の公立保育園は、各区域の基幹園として主に以下の4点の役割を担います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学前児童が著しく少ない地域において、保育サービスの空白地帯を生まないための役割 ● 地域型保育事業の連携施設としての役割 (地域型保育利用後の3歳児の受け皿、代替保育、保育内容の支援) ● 関係機関・地域との連携におけるモデル的役割 ● 特別な配慮が必要な子の保育の実施における中心的役割 	3 今後の公立保育園の役割 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>各区域における基幹園としての役割</u> ● 就学前児童が著しく少ない地域において、保育サービスの空白地帯を生まないための役割 ● 地域型保育事業の連携施設としての役割 (地域型保育利用後の3歳児の受け皿、代替保育、保育内容の支援) ● 関係機関・地域との連携におけるモデル的役割 ● 特別な配慮が必要な子の保育の実施における中心的役割
P 1 1・修正 ★文言修正	(2)民営化対象園の選定と民営化の手法 <p>基本方針（第1次）において、民営化対象園の選定にあたっては、佐倉市地域福祉計画における5つの中域福祉圏ごとに、最低1園の公立保育園を運営し、それ以外の保育園については民営化対象園とすることが定められています。また、馬渡保育園については、<u>佐倉市地域防災計画により指定避難所として指定</u>されているため、当面の間民営化対象園としないことが定められています。（参考：図9）</p>	(2)民営化対象園の選定と民営化の手法 <p>基本方針（第1次）において、民営化対象園の選定にあたっては、佐倉市地域福祉計画における5つの中域福祉圏ごとに、最低1園の公立保育園を運営し、それ以外の保育園については民営化対象園とすることが定められています。また、馬渡保育園については、<u>災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所として指定</u>されているため、当面の間民営化対象園としないことが定められています。（参考：図8）</p>
(修正後:P18・19) ★用語集の追加	6 用語集 <p>新規追加</p>	